## MRF(マネー・リザーブ・ファンド)累積投資約款の改正について

以下の約款につきまして、2023年10月1日付で改正を行います。

## MRF(マネー・リザーブ・ファンド)累積投資約款

条項	改正後	改正前
	第1条 (趣旨)	第1条 (趣旨)
第1条	この約款は、投資信託(投資信託総合取引規定第1	この約款は、投資信託(投資信託総合取引規定第1
	条に定める 「投資信託」 をいいます。) に関する取引の	条に定める「投資信託」をいいます。)に関する取引の
	うち、お客様が別途締結される当組合を代理金融機関	うち、お客様が別途締結される当組合を代理金融機関
	とする三菱UF J モルガン・スタンレー証券株式会社	とする三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社
	(以下「投資一任業者」といいます。) の投資一任契約	(以下「投資一任業者」といいます。) の投資一任契約
	(以下「投資一任契約」といいます。) にかかる運用(以	(以下「投資一任契約」といいます。) にかかる運用(以
	下「当該運用」といいます。)で使用される <u>三菱UFJ</u>	下「当該運用」といいます。)で使用される <u>三菱UFJ</u>
	アセットマネジメント株式会社の「国際のMRF(マ	国際投信株式会社の「国際のMRF(マネー・リザー
	* ネー・リザーブ・ファンド)」 受益権(以下「MRF」	ブ・ファンド)」受益権(以下「MRF」といいます。)
	といいます。)に関するお客様と当組合との間の累積	に関するお客様と当組合との間の累積投資に関する
	投資に関する取決めです。当組合は、この約款に従っ	取決めです。当組合は、この約款に従ってMRFの累
	てMRFの累積投資契約(以下「本契約」といいます。)	積投資契約(以下「本契約」といいます。)をお客様と
	をお客様と締結します。	締結します。
	2 この約款に別段の定めがないときは、MRFの目論	2 この約款に別段の定めがないときは、MRFの目論
	見書、「投資信託総合取引規定」および同規定第2条各	見書、「投資信託総合取引規定」および同規定第2条各
	号に定める約款・規定の定めによるものとします。	号に定める約款・規定の定めによるものとします。
	(以下省略)	(同左)

以上

2023 年 8 月 29 日 秦野市農業協同組合